平成２２年（フ）第５６８号
埼玉県坂戸市泉町２番３－３号
債務者　丹野　健作
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５８２号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目10番18号　エマーユ60上福岡101
債務者　大前　久雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５９２号
埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘３丁目28番５号
債務者　伊澤　寛美（旧姓犬山）
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４３号
埼玉県川越市大字大塚新田355番地27、前住所埼玉県川越市大字豊田本2144番地１キャッスル川越南大塚305号室
債務者　古橋　周司
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５０号
埼玉県入間市大字狭山ケ原392番地１　生活ホームつばさ103
債務者　大野　　実
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６５６号
埼玉県川越市神明町41番地３セジュールⅠ―105号室
債務者　中澤　静香
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６６２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目16番16―310号
債務者　中澤美紀子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第６８８号
さいたま市北区吉野町２丁目272番地９
破産者　株式会社ジェラール・ミュロフーズ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２４６８号
福岡県古賀市鹿部335番地64
破産者　ジェイ・フード株式会社
1　決定年月日　平成22年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第２６１号
富山県南砺市岩木4986番地
破産者　株式会社波多製作所
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第５７号
富山県高岡市下黒田777番地の26
破産者　株式会社江川
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０５０号
熊本市十禅寺１丁目７番27号
破産者　絵夢空間工房株式会社
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１０３８号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目159番地の12
破産者　藤井　國勝
1　破産債権の届出期間　平成22年10月４日まで
2　一般調査期日　平成22年11月25日午前10時
平成22年９月２日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６３４号
大阪市天王寺区生玉前町１番５号
破産者　久保井金属株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月15日午後３時30分
平成22年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３５号
大阪市中央区谷町７丁目１―25　ストークハイム桐石202、住民票上の住所大阪市天王寺区生玉前町１番５号久保井喜八郎方
破産者　久保井　正
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月15日午後３時30分
平成22年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３７号
大阪市城東区関目４丁目10番36―319号、前住所大阪市城東区関目１丁目８番24号
破産者　藤井　康弘
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月11日午後３時30分
平成22年９月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１０４号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番B26―208号
破産者　清水　浩美
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年11月22日午後４時
平成22年９月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３号
愛媛県今治市南大門町３丁目３番地２、旧住所愛媛県今治市常盤町２丁目５番地９
破産者　宮田洋品店こと　宮田　廣雄
1　破産債権の届出期間　平成22年10月８日まで
2　一般調査期日　平成22年12月13日午後４時
平成22年９月７日　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第３０２１号
東京都豊島区南池袋３丁目11番８号
破産者　株式会社キンカ堂
1　破産債権の届出期間　平成22年10月12日まで
2　一般調査期日　平成22年11月16日午前10時30分
平成22年９月６日
東京地方裁判所民事第20部